

環境基本法における「公害」の範囲について

- 環境基本法
 (平成五年十一月十九日法律第九十一号)
 最終改正：平成一九年六月一三日法律第八三号

(定義)
 第二条

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十六条第一項を除き、以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

- 生活環境の位置づけ（「環境基本法の解説」(抄)）

「生活環境」には、常識的な意味で理解される生活環境のほかに、人の生活に密接な関係のある財産及び人の生活に密接な関係のある動植物とその生活環境を含むことを明らかにしている。公害が社会問題として注目されるに至った事件の中には、農作物や漁業の対象とされている魚介類に係る被害が生じたり、家具や商品が腐食するなどの被害が生じたものも少なくない。このため、これらの被害を防止することは、公害対策として当然に期待されているところである。

なお、「公害」との関係においては、生活環境は被害の観点から環境基本法の対象となるが、生活環境を保全することには、通常大気や水の清浄さ、静けさ、大地の安定などが保たれることによる生活の快適さを維持することも含まれており、このような意味での生活環境について、理念、責務、施策の策定等に係る指針において施策の基本的な考え方や方向を位置づけるとともに、国の施策の策定等に当たっての配慮、環境教育、学習、民間団体等の自発的な活動を促進するための措置、情報の提供等の施策を講ずることとしている。

